

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助上限額
介護施設・事業所を運営する者が、外国人介護人材用の住居を借上げ、または自法人所有の物件に、居住させるために必要な経費を補助する事業	次の要件を全て満たす、長崎県内において介護事業を行う施設・事業所を運営する法人 (1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けているもの (2) 外国人介護人材用の住居を借上げ、または自法人で物件を所有しているもの	次に掲げる①または②の経費 ①雇用開始後1年以内の外国人介護人材用の借上げ住居の、1戸あたり月額賃借料、共益費その他知事が認めるものから居住者負担額を差し引いた費用 ※「賃借料」には次に掲げるものは含まれない。 i) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの ii) 電気、ガス、水道等の料金 iii) 店舗付住宅の店舗部分その他これらに類するものに係る借料 iv) 駐車場料金 ②雇用開始後1年以内の外国人介護人材が居住する自法人所有物件の改修等にかかる費用 ※「改修費等」には家具や生活家電の購入費等は含まれない。	1事業所あたり 400,000円/年以内	1/2以内	1事業所あたり 200,000円/年 ただし、①については外国人介護人材1人あたり15,000円/月